

## 子どもの貧困対策計画の策定について

### 1 概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）第 9 条第 2 項に規定する市町村計画（以下「子どもの貧困対策計画」という。）について、令和 3 年度に実施した子どもの生活状況調査等を踏まえ、子育て支援計画に追補します。

### 2 基本的な考え方

本区では、「文の京」総合戦略\*及び子育て支援計画に基づき、これまでも子どもの貧困対策を総合的に推進してきたことから、これらの計画における方向性等を維持し、子育て支援計画が子どもの貧困対策計画を内包するものとして、計画事業の整理・検討を行います。

なお、計画事業の整理・検討に当たっては、子どもの生活状況調査の結果を踏まえることとします。

### 3 現行の子育て支援計画の体系と「子どもの貧困対策」に係る計画事業

別紙 1 のとおり

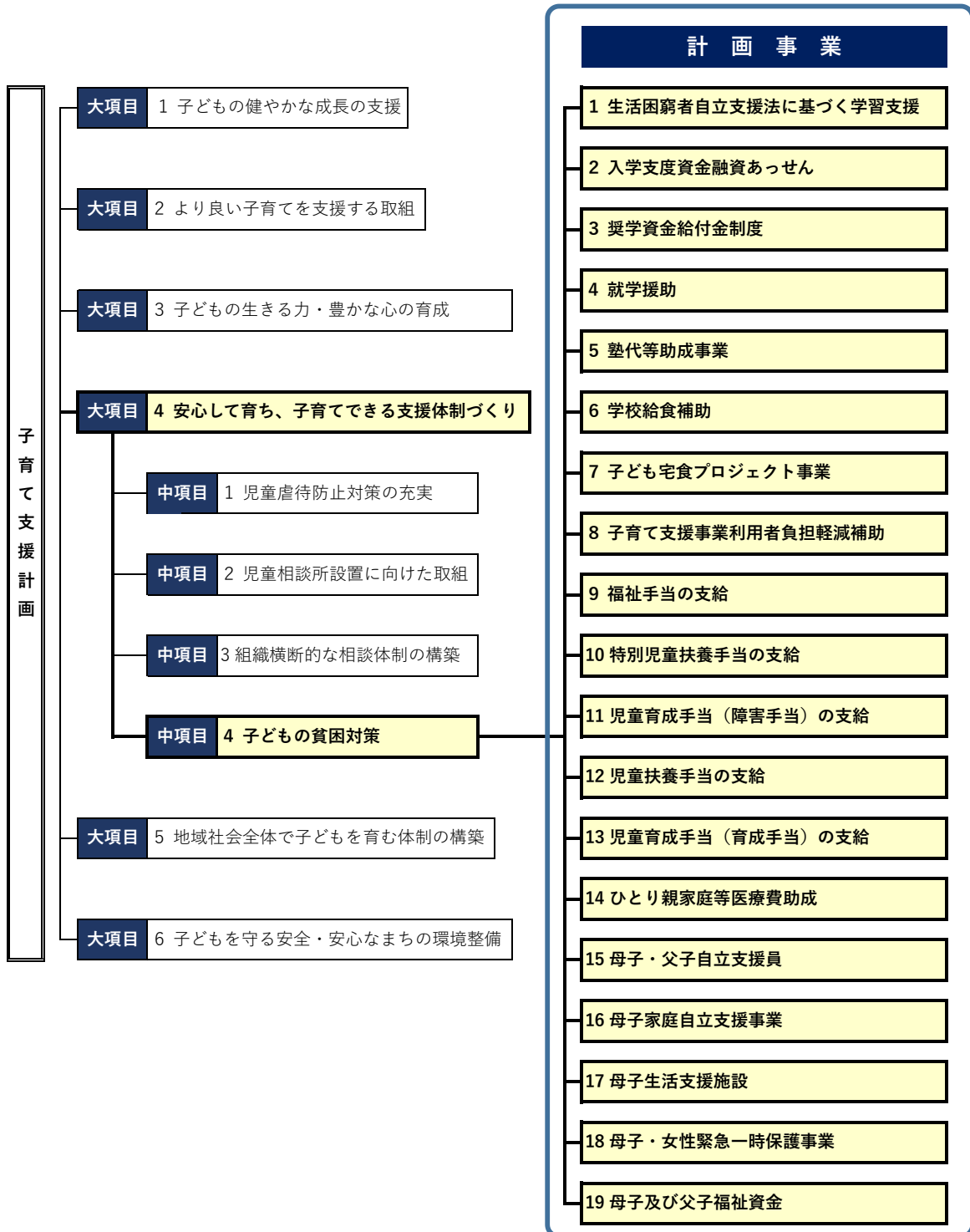
### 4 検討状況

別紙 2 のとおり

---

\* 「文の京」総合戦略 重要性・緊急性が高い優先課題（主要課題）を明らかにした重点化計画で、区の最上位の計画に位置付けられています。「文の京」総合戦略では、「子どもの貧困対策」を主要課題の一つに挙げ、課題解決に向けて複数の計画事業を展開しています。

現行の子育て支援計画の体系と「子どもの貧困対策」に係る計画事業



## 検討状況（子育て支援計画への追補事項）

## 1 子育て支援計画の性格・構成

本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つであると同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により定める文京区の行動計画、子ども子育て支援法第61条第1項の規定により定める子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項の規定に定める子どもの貧困対策計画としての性格も併せもつものです。

法律に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条第1項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条第1項	
<u>子どもの貧困対策計画</u>	<u>子どもの貧困対策の推進に 関する法律第9条第2項</u>	

## 2 「子どもの貧困対策」に係る計画事業

### 4-4-1 生活困窮者自立支援に基づく学習支援

事業概要	生活困窮等の理由により、学習環境・生活環境に課題のある子ども及び保護者に対し、学習面及び生活面の支援を総合的に行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

### 4-4-2 入学支度資金融資あっせん

事業概要	広く教育の機会の均等を図り有用な人材を育成することを目的に、区と協定を締結した取扱金融機関による融資をあっせんし、区が利子補給（貸付利子年2.9%、保証料を含む。）を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

### 4-4-3 奨学資金給付金制度

事業概要	有用な人材を育成することを目的に、経済的理由により修学困難な生徒に対し、高等学校等へ入学するに当たり、奨学金を給付する。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

#### 4-4-4 就学援助

<b>事業概要</b>	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対して、就学に必要な費用（給食費、学用品費等）の援助を行う。				
<b>対象ライフ ステージ</b>	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

#### 4-4-5 塾代等助成事業

<b>事業概要</b>	就学援助補助対象世帯（生活保護受給世帯を除く。）で、中学2年生又は3年生の生徒の保護者に対し、学習塾等の学校外学習にかかる費用の助成を行う。				
<b>対象ライフ ステージ</b>	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
					○

#### 4-4-6 学校給食補助

<b>事業概要</b>	特別支援学級に在籍する児童・生徒を扶養している保護者及び児童・生徒を扶養しているひとり親家庭の保護者であって、一定の所得基準未満の世帯に対して、給食費の補助を行う。				
<b>対象ライフ ステージ</b>	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
				○	○

#### 4-4-7 子ども宅食プロジェクト事業

<b>事業概要</b>	子どものいる生活困窮世帯（児童扶養手当・就学援助受給世帯等）のうち、希望する世帯に対し企業等から提供を受けた食品等を配送する。定期配送をきっかけに、子どもとその家族に必要な支援につなげ、地域や社会からの孤立を防いでいく。				
<b>計画目標</b>	<b>実績（令和3年度）</b>		<b>計画内容</b>		
	宅食を希望する全ての世帯に、定期便と特別便を合わせて年7回の配送を行った。（延べ4,746世帯）  また、手渡し率向上による見守り強化のため、子ども宅食では初となる冷凍便を含む特別便を配送し、食支援に重点をおいた施策を実施するとともに、図書カードの配付を行った。	利用者アンケートを通じて、ニーズを把握するとともに、関係課との連携を一層深め、必要な支援を行う。  また、支援対象拡大や子どもの年齢や人数に応じて食品の配送量を調整する取組については、配送を行う団体の業務量等を考慮しつつ、実施について、コンソーシアムにおいて検討する。			
<b>対象ライフ ステージ</b>	<b>妊娠期</b>	<b>就学前 (3歳未満)</b>	<b>就学前 (3歳以上)</b>	<b>小学生</b>	<b>中高生</b>
	○	○	○	○	○

#### 4-4-8 子育て支援事業利用料等助成制度

事業概要	<p>前年度において住民税非課税の世帯や生活保護を受けている世帯を対象として、各種子育て支援サービスを利用した際の利用料の一部又は全額を助成し、経済的な負担の軽減を図る。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保育事業（キッズルーム）</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・おうち家事・育児サポート事業</li> <li>・病児・病後児保育事業</li> <li>・ベビーシッター利用料助成制度</li> </ul>				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
		○	○	○	

※ 子育て支援事業利用者負担軽減補助は、令和4年4月から子育て支援事業利用料等助成制度に名称を変更しました。

#### 4-4-9 福祉手当の支給

事業概要	<p>心身に障害のある方に対し、自立した地域生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給する。 （所得制限あり）</p>				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
		○	○	○	○

#### 4-4-10 特別児童扶養手当の支給

事業概要	心身に一定程度以上（身体障害者手帳1～3級（一部4級）又は愛の手帳1～3度程度）の障害等がある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。（所得制限あり）				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
		○	○	○	○

#### 4-4-11 児童育成手当（障害手当）の支給

事業概要	心身に一定程度以上（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症）の障害のある満20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。（所得制限あり）				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
		○	○	○	○

#### 4-4-12 児童扶養手当の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給する。（児童扶養手当法に基づく国の制度） 【対象】18歳に到達した年度の末日以前（身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）				
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生
		○	○	○	○



#### 4-4-13 児童育成手当（育成手当）の支給

事業概要	ひとり親家庭等に養育されている児童の心身の健やかな成長に寄与し、児童福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給する。（児童育成手当条例に基づく区の制度）				
	【対象】18歳に到達した年度の末日以前（身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-14 ひとり親家庭等医療費助成

事業概要	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を目的として、児童とその養育者の医療費自己負担分のうち、一部又は全部を助成する。				
	【対象】18歳に到達した年度の末日以前（身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1～3度程度の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育しているひとり親家庭等（所得制限あり）				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○

#### 4-4-15 母子・父子自立支援員

事業概要	ひとり親家庭等に必要な情報提供や相談支援を行う。 また、自立に向けて、母子及び父子福祉資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業並びに母子生活支援施設の入所の支援を行う。					
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○	○

#### 4-4-16 母子家庭自立支援事業

事業概要	児童扶養手当受給水準にあるひとり親家庭の父母が、より収入が高く安定した職に就くことができるよう、就職に有利な資格取得の支援として「母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業」及び「母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業」を実施する。					
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○	○

#### 4-4-17 母子生活支援施設

事業概要	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、養育すべき児童（18歳未満）の福祉に欠けることがある場合、本人からの申し込みにより実情を調査し、必要があると認められる場合に母子生活支援施設において母子保護を実施する。					
	対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
			○	○	○	○

#### 4-4-18 母子・女性緊急一時保護事業

事業概要	配偶者等の暴力被害からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子や女性に、一時的に公的施設のほか、近隣のホテルや民間のシェルターを活用した保護、相談及び援助を行う。				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
	○	○	○	○	○

#### 4-4-19 母子及び父子福祉資金

事業概要	ひとり親家庭等に対し、経済的自立、生活意欲の助長及び児童の福祉を増進するために必要とする資金を貸し付ける。 【対象】20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等				
対象ライフ ステージ	妊娠期	就学前 (3歳未満)	就学前 (3歳以上)	小学生	中高生
		○	○	○	○